

開会（10：03）

- 杉田源太郎委員長 ただいまから市民福祉常任委員会を開会いたします。
本委員会に付託された議案は、全部で6件であります。
審査順序は、お手元に配付の審査順表のとおり、健康福祉部、こども未来部の順に審査したいと思いますが、これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 杉田源太郎委員長 御異議なしと認めます。よって、お手元の審査順表のとおり審査することといたします。
初めに、健康福祉部所管の議案の審査を行います。
まず、議第101号「焼津市大井川精神障害者地域活動支援センター指定管理者の指定について」を議題といたします。
資料は議案書の29ページ、参考資料は44ページです。
それでは、議第101号に対する質疑に入ります。
質疑のある委員の御発言をお願いいたします。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 杉田源太郎委員長 ないようですので、質疑を打ち切ります。
討論はございますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 杉田源太郎委員長 討論を打ち切ります。
これより採決いたします。
議第101号について、これを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。
（賛成者挙手）
- 杉田源太郎委員長 挙手総員です。よって、議第101号は可決すべきものと決しました。
次に、議第85号「令和7年度焼津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）案」を議題といたします。
資料は、補正予算書の47ページ以降です。
それでは、議第85号に対する質疑に入ります。
質疑のある委員は御発言をお願いいたします。
- 岡田光正委員 補正予算を組んでいるわけですけど、最終的に基金残高が幾らになっているか教えていただけますか。
- 川村 仁国保年金課長 基金残高でございます。
まず、令和6年度末の基金の残高が10億906万6,392円ございました。
令和7年度については、利子の積立金が1,899万4,721円で、この補正予算での基金の取崩しが2億4,636万1,000円ということでございますので、令和7年度の年度末残高としては7億8,170万113円を予定しておりますのでございます。
- 杉田源太郎委員長 歳入が3款1項2目、歳出が1款2項1目、歳入が51ページで、歳出が53ページになります。
一般会計補正予算の後期高齢者医療保険のときもあつたんですけれど、子ども・子育て

て支援事業の補助金として1,980万円、この金額の増額が歳出にもあるわけなんですけれど、国保のシステムの改修という説明をいただいています。その国保のシステム改修は、どんな内容なんでしょうか。

○川村 仁国保年金課長 国保のシステムの改修については、子ども・子育て支援金制度、これが令和8年度から始まりますので、それについてのシステムの改修をするというものでございます。

○杉田源太郎委員長 この金額が計上されることによって、国保税そのものに影響はないということでしょうか。

○川村 仁国保年金課長 国保税については、現状で今、3本立てになっておりますが、医療分と後期高齢者支援分、あと介護保険が別途ありますが、そこにプラスして、子ども・子育て支援金ということで加わりますので、保険税としては、子ども・子育て支援金分がプラスされるということになります。

○杉田源太郎委員長 国保の人たちの支出だとか、そういうものについては変わらないということでしょうか。

○川村 仁国保年金課長 医療分については医療給付分として出しますので、その分は変わらないです。子ども・子育て支援金制度は、後期高齢者医療保険でもありましたが、国に預けて、そのお金が別の事業、子ども・子育て支援事業に回るということですので、医療分としては、そこは変わらないということです。

○杉田源太郎委員長 国に預けてというのは、市から国に預けて、それがまた戻ってくるということか。

○川村 仁国保年金課長 焼津市からは、国保の場合は県になるんですが、県へ預けたお金が国に行って、こども家庭庁のこども未来戦略加速化プランというものがございまして、そちらで使うことが決まっております。

○杉田源太郎委員長 1,980万円は、市の国保会計から県に上げて、その金額を県が国に上げて、それがまた同額戻ってくるということですか。

○川村 仁国保年金課長 今回の補正に示してあるのは、システムの改修料ということで、保険税とはまた別のことでございます。実際の保険税については、今、こども家庭庁の試算によるものでは、国民健康保険については、令和8年度で1人250円、月額で上がるようなことが示されておりますので、その分について徴収して、県にまた納付して、国に行って、それがこども家庭庁の政策として、また児童手当の拡充なりで戻ってくるという状態です。令和8年度でいきますと、こども誰でも通園制度というものが保育園、幼稚園で始まりますので、活用されるということでございます。

○杉田源太郎委員長 1,980万円が、システムの改修として計上されているわけなんですけれど、そのシステム改修の中身としては、保険料250円分が上がって、その分が子ども・子育ての金額に回っていくよという、そういうことでいいんだよね。

○川村 仁国保年金課長 考え方としては、そのとおりでございます。

○杉田源太郎委員長 このシステム改修を委託される場所はもう決まっているんですか。

○川村 仁国保年金課長 現行のシステムを運用しているところがありますので、そちらに委託してやっていただくことになっております。

○杉田源太郎委員長 後期高齢者医療保険では627万円だった。同じシステムの改修であ

っても、後期高齢者医療保険は627万円、国保は約2,000万円、この差というのは何ですか。

○川村 仁国保年金課長 後期高齢者医療保険でいえば、今まで医療分しかなかったところに子ども・子育て支援分を入れて、2つの納付ということになります。また、後期高齢者医療保険については、保険者が焼津市ではなくて広域連合になっておりますので、広域連合がシステムをつくるものについて、県内各市町で少しずつ自分のところのシステムを改修するというようになります。

国保については、保険者が焼津市ということでございますので、焼津市で改修ということ、あとは、医療分、後期支援者分、介護納付分にプラスして子ども・子育て支援分が入るということで、ちょっと複雑な仕組みにはなるということで、その違いが発生しているものではないかと思っております。

○杉田源太郎委員長 そのシステム改修の中で、先ほど国保の値上げ分として250円という金額だったんですけど、国保の場合に、均等割だとか資産割だとかありますよね。その内訳なんかも決まっています、そういうシステムの中にそれがもう組み込まれているということによろしいんですか。

システムの改修というのは、250円という金額がもう決まっているわけでしょう。

○川村 仁国保年金課長 金額はまだ決まっておきませんので、これはあくまで試算の状況になっております。

また焼津市で決めていきますが、県で標準の保険税率等が出てくるのがもう少し後になりますので、1月以降で固まってくるのかなということは考えておりますので、子ども・子育て支援金の納付金が幾らというのが県から示された段階で、もう一度こちらで額を調整させていただいて、示させていただきます。

○杉田源太郎委員長 金額は決まっていないと。金額が決まれば自動的にこういうふうになるというような、そういうシステムの改修になっていて、数字を入れれば全部決まってくるというシステムの改修ということによろしいですか。

○川村 仁国保年金課長 現状決まっていない率について、これが決まりましたということをごちらで入れれば、それで動くシステムになるようなことを考えております。

○杉田源太郎委員長 了解です。

7款1項1目、53ページの一番下で、社会保険の利用拡大に伴って、遡って国保を脱退する届出がかなり増加したという、そんな説明があったと思います。

国保税の返還金を増額する、その対象は何人ぐらいでしょう。

○前川英己納税促進課長 還付の件数なんですけど、11月末現在で668件となります。これは昨年度の実績をもう超えておきまして、したがって、400万円の増額をお願いするものです。

○杉田源太郎委員長 対象の668件の内訳として、ほとんど社会保険に移るといえるのか、国保を抜けないでそのまま社保にずっと居続けるという人が増えたということですか。

○前川英己納税促進課長 具体的な還付の内容については集計しておりませんので、分からないんですけど、税額変更した方とか、二重に納めちゃった方もこの対象になっておりますので、このうち何件が社保に入ったというのは、ちょっと分からないです。

○杉田源太郎委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉田源太郎委員長 ほかにないようですので、質疑を打ち切ります。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉田源太郎委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第85号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○杉田源太郎委員長 挙手総員です。よって、議第85号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、健康福祉部所管の議案の審査が終了しました。

当局の皆様、御苦労さまでした。

休憩(10:21~10:24)

○杉田源太郎委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、こども未来部所管の議案の審査を行います。

まず、議第94号「焼津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

資料は議案書の21ページ、参考資料の27ページです。

それでは、議第94号に対する質疑に入ります。

質疑のある委員は御発言をお願いいたします。

○岡田光正委員 公布日はいつになりますか。

○青島庸行保育・幼稚園課長 施行期日は公布の日ということですが、本件について議決をいただいたところで、速やかに公布の手続を進めたいと考えております。

○村松幸昌委員 ということは、本会議で議決した日ということになるのか。

○村松久美こども未来部長 本会議で議決をいただきまして、その後、速やかに内部の手続を進めまして、速やかにということなので、その日ではないんですけど。

○村松幸昌委員 公営掲示板に載せる日なのか、市長の決裁した日なのか、普通どっちなんですか。

○村松久美こども未来部長 公布の日でございますけど、内部で決裁を取りまして、市長が署名した日になります。

○杉田源太郎委員長 参考資料の27ページに、虐待等の禁止ということで、その内容は変わらないんだけど、第33条の10各号が旧になっていて、新は下線が引いてある部分が追加されるということだと思うんですけど、これは当たり前だと思ったんだけど、今までこれを書いていなかったの、これを追加するという、この条例案が出たということによろしいですか。

○青島庸行保育・幼稚園課長 今回の項目なんですけれども、通報義務の対象として追加されたということで、例えば認定こども園法だとか、いろいろあるんですけど、そちらに各号の内容がそれぞれの法律に列記をされておりまして、そこに虐待防止、不適

切保育の防止というものが追加されるということになっております。

○杉田源太郎委員長 今まではなかったということ。

○青島庸行保育・幼稚園課長 そうです。今回、義務化されたという文言が入っております。

○杉田源太郎委員長 そのほかございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉田源太郎委員長 特にないようですので、質疑を打ち切ります。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉田源太郎委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第94号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○杉田源太郎委員長 挙手総員であります。よって、議第94号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第95号「焼津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

資料は、議案書の22ページ、参考資料の28ページです。

それでは、議第95号に対する質疑に入ります。

質疑のある委員は、御発言願います。

「前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査が行われた場合であって」、それが「右欄に掲げる健康診断の全部または一部に相当すると認められるときは、健康診断の全部またはその一部を行わないことができる」という内容なんですけれど、児童相談所等における乳児または幼児の利用開始前の健康診断、これは、その子がまだそこを利用する前に健康診断を受けた場合には、入ったときにそれをやらなくてもいいよという解釈でいいですか。

○青島庸行保育・幼稚園課長 委員のおっしゃるとおりで、児童相談所における乳幼児が事業の利用開始前に受けた健康診査がある場合におきましては、診査の内容とかその結果を把握することができるという状況であれば、そういったサービスを開始するときに必要となる健康診断を行わないとすることができるという内容になっております。

○杉田源太郎委員長 児童相談所とか、そういうところに行ったときに、その子は今まで健康診断をやったかどうかという確認というのは、その子どもの名前とか住所とかを見れば、受けているとか、そういうのは分かるんですか。

○青島庸行保育・幼稚園課長 児童相談所等に相談に行ったときに、恐らくサービスを受けるに当たっては、健康診断を受ける必要があるということが話されると思うんですけども、そのときに、以前にほかの関係で健康診断を受けたものがあれば、それが内容を満たしていれば、新たに健康診断を受けなくてもいいですよという内容になっているかと思えます。

○杉田源太郎委員長 児童相談所に行くケースがいろいろあると思うので、一概には言えないと思うんだけど、虐待だとかそういう感じで、保護者がそこに来ないで、誰かほ

かの、児童相談所からその子を連れてきているとか、そういうことになると、なかなか過去にどういうことがあったのかというのは難しいかな、そういうケースもあるんじゃないかなと。そういうときには、分からないのもう一回やることになるのかなと。

○青島庸行保育・幼稚園課長 例えば児童相談所等が、相談された方が以前健康診断を受けたかどうかという情報については、なかなか調べられる場合と調べられない場合があるのかなと思うんですけれども、関係機関との連絡等が取れていて、調べられれば、そういうことが分かる状況もあるかと思えますけれども、把握し切れない場合というものもあるのかなというふうに推察はしております。

○杉田源太郎委員長 分かりました。要は、負担の軽減という、その根拠がここにあるということですね。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉田源太郎委員長 ほかにないようですので、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉田源太郎委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第95号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○杉田源太郎委員長 挙手総員であります。よって、議第95号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第102号「焼津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題とします。

資料は、議案書の1ページから8ページです。

それでは、議第102号に対する質疑に入ります。

質疑のある委員は、御発言願います。

○岡田光正委員 要は、ゼロ歳から3歳までの、今まで保育所で預かれない子たちも全部入れましょうという、基本は分かります。そういう法律になるよということで。それでも家で見える人もあるだろうし。こういう場合に受けますよという基準を教えてください。

○青島庸行保育・幼稚園課長 今から御審議をいただく条例の内容なんですけれども、まず、1つ目の焼津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましては、児童福祉法に基づく認可を行うために、保育所等における乳児等通園支援事業の実施に当たっての、例えば保育室の面積ですとか、職員の配置ですとか、整備及び運営に関する基準を定める内容になっております。

そして、2つ目の焼津市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例というものにつきましては、令和8年度から、子ども・子育て支援法において、給付認定子どもが特定乳児等通園支援事業者が行う乳児等通園支援事業を利用したいときは、保護者に対して給付費を支給するものとされているため、乳児等支援給付費の支給に係る事業を行うものである旨の確認をするための基準を定めるものとなっております、令

和8年度からは、通常保育と同じように給付事業の一部となるもので、これの確認をするための基準を定めるものになっております。

○岡田光正委員 預ける側の基準を教えてください。

○青島庸行保育・幼稚園課長 事業者ではなく、利用される方の基準ということでございますが、対象が、生後6か月から満3歳未満の子どものうち、最初に利用申請をしていただくんですけども、そこで利用認定を受けた者となります。

来年に入ってから事業者の認可申請等を受けまして、どういった事業者がこの事業を実施するということがだんだん決まってきました、そこから利用者が園と面談等を行って、利用を進めていくというふうになります。

条件としましては、保育園等に在籍していない方というのが条件になります。なので、今、一般の保育所等の入所ですと、保護者の就労状況によるという条件があるんですけども、こども誰でも通園制度については、そういったものがないということになっております。

○村松幸昌委員 今ここで、福祉法に基づいて、職員の配置だとか面積だとか設備だとかやるけれども、今ある既存の施設でこども誰でも通園制度をやれる見込みというのは、どのくらいあるんですか。

○青島庸行保育・幼稚園課長 まず、公立につきましては、1園で、具体的には大井川保育園を想定しているんですが、そちらで実施する予定をしております。

民間の事業者につきましては、まだ情報があまり出ていないというのもありまして、動向を探っているという状況がございます。

あと、保育所は特に今、保育ニーズが高いものですから、保育を必要とする方を受け入れられない、そちらに軸足を持たなきゃいけないのかなという、我々、そういう考えというか印象を受けているんですけども、これからまた、保育園協会ですとか、私立幼稚園協会ですとか、あと、地域型事業所の相談会なんかに、制度の説明ですとか、そういったことをしていく中で、どういった認可申請があるかとかということについては、まだ把握し切れていない状況になります。

○村松幸昌委員 それで予算が組めるの。多分、当初見込みで組んで、多い少ないは補正をかけると思うんですけども、他市の状況はどうなんですか。近隣の進行状況がもし分かれば、その辺も教えてください。

○青島庸行保育・幼稚園課長 この事業につきましては、令和8年度から給付になるんですけども、それ以前に試行が行われておりまして、静岡県内でも静岡市ですとか浜松市ですとか、何自治体かで行われております。静岡市に状況をお聞きしたときに、利用者については、あまりないという話は伺っているところです。

先ほどの説明の補足なんですけれども、予算の関係もありますので、事業所にはアンケートを行っております。その中では、一時預かりと併用して検討しようかなという園、事業所は何件かいらっしゃったという状況になります。それを基に、予算をつくっていかうかなと考えているところです。

○村松幸昌委員 とにかく受けてくれる施設側に過大な負担をかけないような形で制度設計をしていただけるとありがたいと思います。

○鈴木まゆみ委員 利用者側として、利用申請するのは、市に申請するんでしょうか。そ

れとも各園でしょうか。

- 青島庸行保育・幼稚園課長 利用の申込み方法なんですけれども、まだ事務標準とかが出ていないものですから、あれなんですけれども、基本的には、国の総合支援システムというのがありまして、市のホームページなんかを通じてそのシステムに利用登録をしていくという格好になります。それで、市の認定がありまして、そこから利用する園と面談という流れになっていくことが今想定されております。
- 鈴木まゆみ委員 そうしたら、受け入れる施設というのは限られてくるんですけれども、そこから利用者が、受入れ可能な園をさらにそこから選ぶという形になるんですよね。
- 青島庸行保育・幼稚園課長 委員のお見込みのとおりで、システムからどういった園で使える状況というのは分かるようになっておりますので、利用者がそちらを選んでということになります。
- 杉田源太郎委員長 議第102号と議第103号の、一番基本的なところで、議第102号では就労要件、ここまで働いていたら保育園に行けないとか、いろいろありますよね。そういう要件を満たしていなくても、保育施設を利用したいと言えば利用できると。
議第103号に特定乳児等と書いてあるんだけど、特定というのは、今の就労要件を満たしていない人も入るのか、あるいは保育所に通っていない在宅の子が対象だというふうに聞くんだけど、この線引きがはっきりしているのかなというのが分かりにくくて。
- 青島庸行保育・幼稚園課長 子ども・子育て支援法で乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者である旨の確認をするんですけれども、その確認を受けた施設が行うこの事業について、特定がつくというものになります。
- 村田正春副委員長 2ページの第5条の4「乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて」とありますが、この「外部の者による」というのは、市のということでもいいんですか。
- 青島庸行保育・幼稚園課長 通常の保育園に設置をされているんですけれども、第三者委員会がありますので、そちらということになるかと思います。
- 村田正春副委員長 第三者委員会というのは、どんな方が委員になっているんですか。
- 青島庸行保育・幼稚園課長 例えば、その園のある地域にお住まいの方とかで、幼児教育・保育の経験がある方ですとか、例えば民生委員の経験者ですとか、そういった方が選ばれたりしているというふうに認識しております。各園で選任をするという格好になります。
- 村田正春副委員長 今の保育園、幼稚園で第三者委員会の委員というのは各園で決まっているというふうに理解してよろしいですか。
- 青島庸行保育・幼稚園課長 基本的には、今存在している園では、決まっていると思います。
- 村田正春副委員長 定期的にということは、例えば年度に一度とか、そういうふうに決まっているわけですね。
- 青島庸行保育・幼稚園課長 例えば公立園の場合なんかは、年に1回は会合を開いて、内容の確認とかをしているんですけれども、例えば園において何か問題が生じたりとか、保護者の方から何か連絡があって検討する事項等があれば、随時話し合いが行われる格好であると認識しております。

- 村田正春副委員長** 年に一度は必ずやるというふうに理解してよろしいですね。
何か事件が起きたら、例えば牧之原市の幼稚園のときは県が入ってやりましたよね。
そうじゃなくて、保護者から何か言われた場合、臨時的に開くということもあり得ると
いうことでいいんですよね。
- 青島庸行保育・幼稚園課長** 公立の場合しか見たことがないですけども、例えば園の
入り口の見やすいところなんかは、第三者委員の連絡先とかが記されていますので、そ
ういったところで何か、例えば苦情ですとかあった場合には、そちらに連絡されるとい
うケースもございます。
- 杉田源太郎委員長** ここに幼保連携型認定こども園だとか、そういう言葉が出てくるん
だけれど、焼津市には、保育園はあるのは分かります。幼稚園があるのも分かります。
けれど、認定こども園をあまり聞いたことがないんですけど、実態としてどうなのかを
教えていただけますか。
- 青島庸行保育・幼稚園課長** 認定こども園は、今年度の9月から三和幼稚園が認定こ
ども園化しております。
- 杉田源太郎委員長** そこだけ。
- 青島庸行保育・幼稚園課長** 今のところそこだけですが、今、保育ニーズが若干ですけ
れども不足しているという状況もありますので、今、御相談を受けているところもござ
います。
- 杉田源太郎委員長** 焼津市にも増えてくる可能性はあるということだね。
年齢構成によって、保育士だとか、資格を持っている人が何人当たりつかなきゃなら
ない、例えば6人に対して1人とか、何かそういう規定があったと思うんだけど、今
までの保育園だとかと変わらないということよろしいですか。
- 青島庸行保育・幼稚園課長** こども誰でも通園制度を行うに当たっての職員の配置基準
なんですけれども、一般型と余裕活用型というのがあるんですけども、一般型の施設
整備ということになりますと、職員は2人以上の配置となっております。そのうちの1
人については、基本的には保育士なんですけれども、例えば、保育園を運営していて応
援が受けられる場合とかになると、例えば1人が保育士で、1人は指定の研修を受けた
者ということも可能というふうになっております。
あと、人数につきましては、通常の保育所と同じ人数ということになります。ゼロ歳
児ですと3人ですとか、あと、1歳、2歳でしたら6人に対して保育士1人というこ
とになっております。
- 杉田源太郎委員長** 2人以上の場合には、うち1人は保育士だと。あとは、研修を受け
ている人ということで、研修を受けていない人もそこに勤めるということはあるん
ですか。
- 青島庸行保育・幼稚園課長** 今のところ、指定の研修を受けていないと従事できないと
いうことになっております。
- 杉田源太郎委員長** ほかにありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 杉田源太郎委員長** ほかにないようですので、質疑を打ち切ります。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉田源太郎委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第102号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○杉田源太郎委員長 挙手総員であります。よって、議第102号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第103号「焼津市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

資料は、議案書の9ページから18ページです。

それでは、議第103号に対する質疑に入ります。

質疑のある委員は、御発言を求めます。

○村松幸昌委員 議第102号は、簡単に言うと施設の設置基準を定めて、議第103号は、事業者としての基準を定めているという、大きく言って、そんな理解でいいですね。

○青島庸行保育・幼稚園課長 まず、議第102号につきましては、おっしゃるとおり、設備とか主な認可の基準を示したものになります。議第103号が、事業者がこの事業を行う上で、確認を受ける際に必要な事項を定めているものになります。

○杉田源太郎委員長 議第102号は特定がついていなくて、議第103号は特定がついていて、議第103号は事業者に対するいろんな規定だとか、そういうものを決めている。特定がつくのとつかないのと何が違うんですか。

○青島庸行保育・幼稚園課長 まず、議第102号が、児童福祉法でこの事業について定められていまして、議第103号については、子ども・子育て支援法に基づく給付事業として実施していくために、事業者として市が確認するような内容を定めているものと考えております。

○村松久美子ども未来部長 特定の定義なんですけど、子ども・子育て支援法に定められてございまして、こちらの条例で定める基準に合致する施設で、確認を受けた施設、事業者のことを、特定をつけた事業者というふうに言います。

○杉田源太郎委員長 市が認定した。

○村松久美子ども未来部長 市が給付事業の対象として確認をした事業者です。

定義が法律に書いてございまして、子ども・子育て支援法の第54条の3に書いてございます。

○杉田源太郎委員長 子どもがどんどん少なくなってきていて、各園に定数がありますよね。その定数に満たないところは、何とか来てほしいよということで、この制度を利用してうちのところでもやりますよという、そういう申入れはどのぐらい来ているんですか。

○青島庸行保育・幼稚園課長 もともと、この制度の背景の一因として、例えば大都市圏なんかでは、やっぱり子どもの数が減ってきて、焼津市は、保育園の利用率が100%を超えているんですけども、空きが出てきている園の有効活用みたいなことで、この制度ができていているという側面もあるのかなと思っています。

- 杉田源太郎委員長** さっき、対象として、焼津市の場合は大井川保育園という名前が具体的にでてきたんですけど、大井川保育園はもう既に人数が定員に対して少なくなってきたというのですか。
- 青島庸行保育・幼稚園課長** 大井川保育園につきましては、定員に達していない状況になっております。使えるスペースもあるものですから、大井川保育園で実施をして、ニーズの動向とかをつかみたいというふうに考えているところです。
- 杉田源太郎委員長** 民間の施設では、定員いっぱいだよとか、うちはもう少なくなっているんだよとか、そういう状況は把握されていますか。
- 青島庸行保育・幼稚園課長** 民間では、やはり今のところ、特に保育園については、受入れがいっぱいの状況ですので、やるとしても、例えば一時預かりと並行してということと考えられてはいるんですけども、一時預かりも、なかなか今、供給が追いつかないような状況でございますので、今後どういうふうな状況になってくるか、民間の申請がどの程度行われるのかというのは、まだつかんでいない状況です。
- 村田正春副委員長** 今出た一時預かりとこども誰でも通園制度と、どう違うのかというのを教えてもらえますか。
- 青島庸行保育・幼稚園課長** 一番大きいところは、やはり保育の必要性があるかないか。保育の必要性がある方が利用するのが一時預かりということになるかと思えます。
こども誰でも通園制度は、保育の必要性あり、なし関係なく利用できるものになりまして、もう一つの目的としては、保育園等に通っていない子どもが、外に出る機会があまりない場合もございますので、そういったときには、この制度を利用して保育園で少し活動して、園によってやり方はまちまちだと思うんですけども、ほかの園児と関わるといったような場面も、もしつくれば、そういった経験を得られるということで、そういったメリットも考えられます。
- 鈴木まゆみ委員** 一時保育とかでも、いきなり子どもが園に初めて行って、初めてそこで過ごすというのが難しいので、慣らし保育というか、一旦体験するというのがあると思うんですけど、これは、それがなしでいきなり預けるということになるのですか。
- 青島庸行保育・幼稚園課長** 委員の御心配するとおりで、例えばゼロ歳とか1歳児が、月に10時間という利用上限があるんですけども、利用したときに、恐らくずっと泣いているようなことが懸念をされているところです。定期的に利用していただければ、園の環境とかにもだんだん慣れて、ほかの園児との交流とか、そういったことが行われるのかなという感じがするんですけども、今のところ、そういった心配がございます。
- 杉田源太郎委員長** 月に10時間という制限があって、子どもがいつでも誰でも行けるようにするよというところはよく聞こえるけれど、今、鈴木委員が言ったように、実態として、初めてそこへ行って慣れるか。行っているうちにだんだん慣れてきたというなら、それはそれでも構わないけれど、制限を超えちゃうと、お金がどうのこうのという問題じゃなくて、駄目だよということでもいいんですね。
- 青島庸行保育・幼稚園課長** 月10時間というのがございますので、ほかの園でも合計の上限は超えられないということになります。
上限を超えてしまうと、完全自費負担というか、給付の対象にならないという状況になってしまうと思えます。

○杉田源太郎委員長 例えば1日に3時間、4時間と行ったら、すごく子どもが慣れて、よかったなと思って、さらに続けてここに預けたいなというふうに親御さんが思ったときに、そのときは10時間を超えて利用したいといったときには、自費負担をすれば、それは可能だということでもいいですか。

○村松久美こども未来部長 10時間を超えた場合ですけど、まず、10時間までにつきましては、確認を受けた施設については、子ども・子育て支援法の給付の事業になりますので、公費負担があつて、利用者負担は、今、国の示している金額が1時間当たり300円なんです。これは、また別途条例で定めさせていただくことになるのかなと考えているんですけど、それを超えた部分、もし別料金にするのであれば、またそういった金額を条例で定めなければならないということと、既存の一時預かり事業がございますので、そちらで対応するとか、この辺の運用は、また保護者との御相談になるかと考えてございます。

○杉田源太郎委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉田源太郎委員長 ほかにないようですので、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉田源太郎委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第103号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○杉田源太郎委員長 挙手総員であります。よって、議第103号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、こども未来部所管の議案の審査は終了いたしました。

当局の皆様、御苦労さまでした。

これもちまして、当委員会に付託されておりました議案の審査は全て終了いたしましたので、市民福祉常任委員会を閉会いたします。

皆様、御苦労さまでした。

閉会 (11:24)